(9)　(略)	(8)　(略)
(10)　(略)	(9)　(略)
(11)　(略)	(10)　(略)
(12)　(略)	(11)　(略)
（施行規則の制定）	（施行規則の制定）
第12条　(略)	**第12条**　(略)
2　前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	2　前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

一　この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日前に事業者が行った行為については、なお従前の例によることができる。

○文部科学省告示第百七号

平成三十年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限等を次のように定めたので、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第四条第一項の規定により告示する。

平成三十年五月二十一日　　文部科学大臣　林　芳正

一　施行期日

平成三十年十月二十五日（木）

二　場所

（都道府県）	（試験場となる施設の名称）	（試験場となる施設の位置）
北海道	北海道庁　別館	札幌市中央区北三条西七丁目
青森県	青森県教育庁	青森市新町二丁目三番一号
岩手県	岩手県立総合教育センター	花巻市北湯口第二地割八二番一
宮城県	宮城県本町分庁舎（漁信基ビル）	仙台市青葉区本町三丁目六番一六号
秋田県	秋田県生涯学習センター	秋田市山王中島町一番一号
山形県	山形県庁	山形市松波二丁目八番一号
福島県	杉妻会館	福島市杉妻町三番四五号
茨城県	茨城県庁	水戸市笠原町九七八番地六
栃木県	栃木県庁　南別館	宇都宮市本町三番九号
群馬県	群馬県庁	前橋市大手町一丁目一番一号
埼玉県	埼玉県県民健康センター	さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号
千葉県	千葉県文化センター	千葉市中央区中央二丁目五番一号
東京都	東京都教職員研修センター	文京区本郷一丁目三番三号
神奈川県	神奈川県立総合教育センター　善行庁舎	藤沢市善行七丁目一番一号
新潟県	新潟県庁	新潟市中央区新光町四番地一
富山県	富山県庁	富山市新総曲輪一番七号
石川県	石川県庁	金沢市鞍月一丁目一番地
福井県	福井県庁	福井市大手三丁目一七番一号
山梨県	山梨県庁	甲府市丸の内一丁目六番一号
長野県	長野県庁	長野市大字南長野字幅下六九二番地の二
岐阜県	岐阜県総合教育センター	岐阜市薮田南五丁目九番一号
静岡県	静岡県教育会館	静岡市葵区駿府町一番一二号
愛知県	愛知県生涯学習推進センター	名古屋市中区三の丸三丁目二番一号
三重県	三重県栄町庁舎	津市栄町一丁目九五四番地
滋賀県	ピアザ淡海　滋賀県立県民交流センター	大津市におの浜一丁目一番二〇号
京都府	京都府庁　別館	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
大阪府	大阪府立労働センター（エル・おおさか）	大阪市中央区北浜東三番一四号
兵庫県	兵庫県民会館	神戸市中央区下山手通四丁目一六番三号
奈良県	奈良県庁	奈良市登大路町三〇番地
和歌山県	和歌山県立情報交流センター　ビッグ・ユー	田辺市新庄町三三五三の九
鳥取県	鳥取県庁　議会棟	鳥取市東町一丁目二二〇
島根県	島根県庁　会議棟	松江市殿町一番地
岡山県	岡山県庁　分庁舎	岡山市中区古京町一丁目七番三六号
広島県	広島県庁	広島市中区基町一〇番五二号
山口県	山口県庁	山口市滝町一番一号
徳島県	徳島県立総合教育センター	板野郡板野町犬伏字東谷一番地七号
香川県	香川県天神前分庁舎	高松市天神前六番一号
愛媛県	愛媛県中予地方局	松山市北持田町一三三番地
高知県	高知県教育センター	高知市大津乙一八一
福岡県	福岡県吉塚合同庁舎	福岡市博多区吉塚本町一三番五〇号
佐賀県	佐賀県庁	佐賀市城内一丁目一番五九号
長崎県	長崎県庁	長崎市尾上町三番一号
熊本県	熊本県庁	熊本市中央区水前寺六丁目一八番一号
大分県	大分県庁　別館	大分市府内町三丁目一〇番一号
宮崎県	宮崎県庁　附属棟	宮崎市橘通東二丁目一〇番一号
鹿児島県	鹿児島県庁	鹿児島市鴨池新町一〇番一号
沖縄県	沖縄県庁	那覇市泉崎一丁目二番二号

三　出願の期限等

（一）出願の期限

平成三十年八月二十日（月）から同年九月七日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）。

（二）その他

受験手続その他就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験に関する問い合わせは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二六四三）。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うこと。

○文部科学省告示第百八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、平成十二年文部省告示第五十八号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年五月二十一日　　文部科学大臣　林　芳正